

エネルギーと資源 世界の機関 〈10〉

EUにおけるエネルギーに関する取り組み

東京国際大学大学院 国際関係学研究科教授・研究科長 武石 礼司

1. EUの成り立ちとエネルギー問題

欧州連合(European Union: EU)には2015年末現在、28か国が参加している。当初、EUの元となる組織として1951年に欧州石炭鉄鋼共同体(European Coal and Steel Community: ECSC)が設立された。EUはその成り立ちからして、エネルギー分野とは密接な関係があった。このECSCの設立を受けて、2年後の1953年には、石炭および鉄鋼のそれぞれの共同市場が設置されるに至った。

さらに、1957年には、ローマ条約により「欧州経済共同体」(European Economic Community: EEC)と「欧州原子力共同体」(European Atomic Energy Community: EAEC/Euratom (ユーラトム))が、フランス、西ドイツ、イタリア等の6か国によって設立され、経済と原子力の分野での共同した取り組みが開始されるに至った。

次いで、1967年には、それまでに設立されていたECSC、EEC、EAECの3つの組織を統合する形で欧州共同体(European Community: EC)が設立され、さらに1993年には、現在のEUが、マーストリヒト条約に基づき、ECを改称する形で設立されている。

2. 石油、天然ガス生産

欧州におけるエネルギー需給は、1960年代に始まった北海での原油とガスの相次ぐ発見により大きく変わった。1970年代半ば以降に、北海からの石油生産量が急増し、その後、英国およびノ

ルウェーの石油生産量は、ともに2000年代初めにピークとなる。ピーク生産量を記録した後は、生産量の急減が生じてしまっている。

ガス生産量に関しては、英国では、石油と同じく2000年代初めにピークとなり、その後は急減している。ノルウェーにおいても2010年代初めにピークに達し、その後は減少傾向となっている。このように北海では、石油生産量がピークを打ったあと、ガス田としてガスの生産が行われ、直近では、ガスの生産量も減少を始めてしまっている。

北海油田・ガス田の発見と1970年代半ば以降の生産量の増大は、欧州におけるエネルギー安全保障の確保に極めて大きな役割を果たした。しかし、欧州において、北海からの生産量の急増の段階が終ると、石油とガスの供給源として重要になってくるのがパイプラインで供給を受けることができる大規模供給元としてのロシアであった。

ただし、EU諸国は、第二次世界大戦後、東西冷戦が続き欧州が西欧と東欧に分断された歴史があり、ロシアへの依存度が高くなることに慎重な姿勢を維持している。こうした供給リスクを軽減するためには、石油とガスの供給源を多様化する必要があり、北アフリカ、さらにナイジェリア等のサハラ以南のアフリカ諸国、中東、中南米等も含めて、多くの地域からの供給を受ける取り組みを欧州では続けてきている。

3. 安全保障とエネルギー

欧州では、図で示すように、輸入依存度がエネ

ルギー全体で 53%、石油のみでは 88%、ガスで 66%、石炭で 42%、ウランで 40%となっており（EU 発表データ、2014 年）、対外依存度が高く、エネルギー供給構造が脆弱である点に関して対策を練ってきている。

EU では、EU 全体としての観点からのエネルギーの将来展望を 2020 年まで、2030 年まで、2050 年までというように期間を区切って作成するとともに、安全保障政策としては、欧州エネルギー憲章（European Energy Charter : EEC、<http://www.energycharter.org/>）を 1991 年に作成して、エネルギー分野における市場原理の重要性を強調し、貿易と投資環境の安定と整備を求めている。そして、1998 年には、法的な枠組である「エネルギー憲章条約（Energy Charter Treaty : ECT）」として発効させている。この条約には、ロシアとベラルーシを除いた旧ソ連諸国、それに EU 諸国を中心に、日本を含む 47 개국及び 1 国際機関（EU）が参加している。条約の最高意思決定機関としてエネルギー憲章会議が原則年 1 回開催されており、事務局がベルギーのブリュッセルに設置されている。

このように、EU においては、積極的に法的な枠組み（できれば国際的な条約として）を確立し、世界的な認知を得るという取り組みが行われ、エネルギー面での安全保障の強化が図られている。

さらに、2015 年 5 月には、この EEC に基づいた政治宣言である「国際エネルギー憲章（International Energy Charter : IEC）」が作成され、日本を含む 64 の国と機関がすでに署名している。

EU における多国間での協議を経ながら、エネルギーの安定供給のための枠組みを作っていく手法は、アジア地域においても学ぶべき点が多々あると思われる。

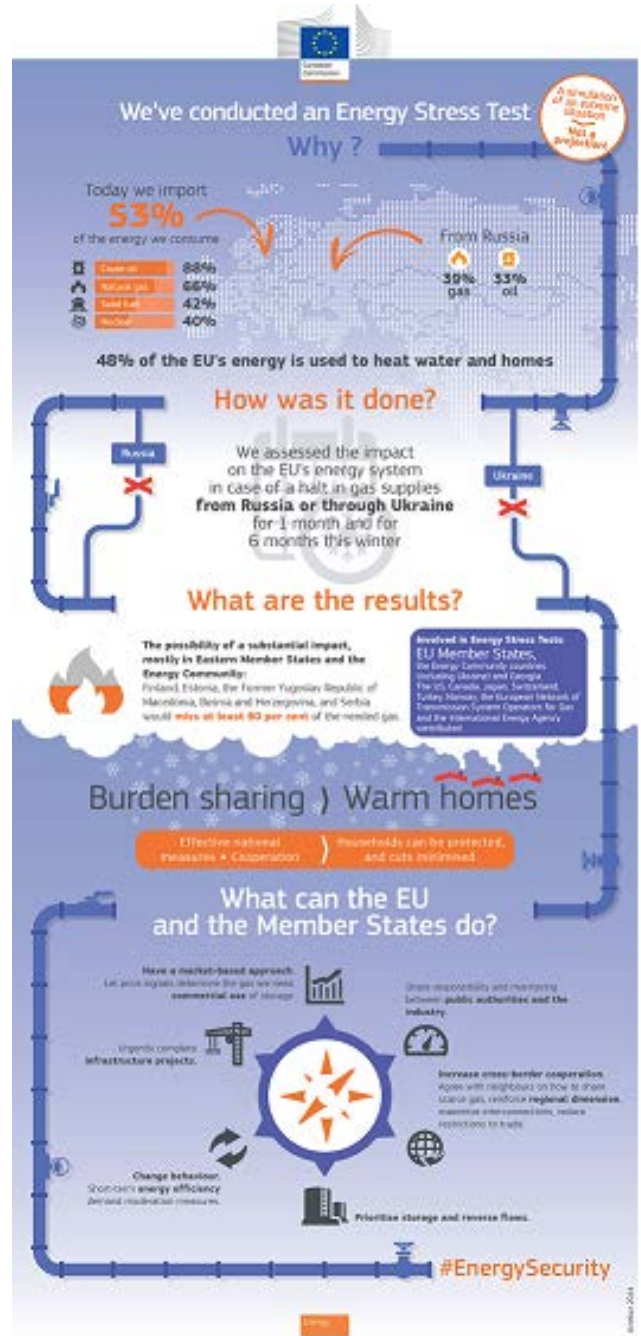


図 EU のエネルギーに対する取り組み（エネルギー・ストレス・テスト）

資料：EU ホームページ

https://ec.europa.eu/energy/sites/ener/files/documents/2014_stresstest_infographic_0.jpg より